農地法第３条　議案審議資料

許　可　要　件		議案第１１号 １番
１．すべて耕作 法３－２①	すべて耕作	有
２．通作距離 法３－２①		０．２km
３．下限面積（ 1,000 ㎡　又は　3,000 ㎡ ） 市街化区域　　調整区域 ≦申請面積＋現耕作面積 法３－２⑤		12,376㎡
４．地域との調和要件 法３－２⑦	地域の水利調整等への影響	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無
５．営農意思 法３－２①④	申請地利用予定	田
	農業従事者	本人
	農機具	所有
	営農全体計画	稲作　：11,420㎡ 畑作　：　956㎡ 販売・自家消費 計　12,376㎡
６．一般法人参入要件 法３－３①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の常時従事	
７．農業上の適正かつ総合的な利用の確保に関する市長の意見 法３－４		

注）法：農地法

農地法第５条　議案審議資料

許　可　要　件		議案第１２号 １番
１．立地基準	農地区分 （該当事由）	第１種農地 （江井ヶ島土地改良区内・西江井）
	※第２種農地の場合 代替性の検討 法４－２①②／法５－２①②	
２．一般基準	転用行為実施に必要な資力・信用 法４－２③／法５－２③	有 （残高証明書添付）
	申請地につき転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意 法４－２③／法５－２③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に供する見込み 則４７①／則５７①	有 （事業計画）
	申請事業施行に関し他法令許認可の見込み 則４７②／則５７②	有
	申請地と一体利用する土地を利用できる見込み 則４７③／則５７③	該当なし
	申請面積が適正 則４７④／則５７④	適正 （事業計画）
	申請の事業が土地造成のみ（一部例外あり） 則４７⑤／則５７⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響（現地調査報告） 法４－２④／法５－２④	
３．その他特記すべきこと		

注）法：農地法　則：農地法施行規則